

## 保険料率の上下限について

### 経緯

健康保険組合	
昭和56年3月～	平成20年4月～
3.0～9.5%	3.0～ <u>10.0%</u>

平成18年6月の法改正により、平成20年度から特定健診・特定保健指導が開始することに伴い、一般保険料率が上限に近い健保組合についても、積極的に保健事業を実施することができるよう上限を引上げ。

政管健保	協会けんぽ
昭和56年3月～	平成20年10月～
6.6～9.1%	<u>3.0～10.0%</u>

政管健保の保険料率の上下限についても、協会けんぽへ公法人化されることに伴い、健康保険組合と同一の率を設定。

### (参考)

	協会けんぽ(政管健保) 保険料率	健保組合	
		平均保険料率	9.5%超 <sup>※1</sup> の組合数・割合
平成15年度	8.5%→8.2% <sup>※2</sup>	7.547%	18(1.11%)
平成18年度	8.2%	7.318%	10(0.65%)
平成20年度 <sup>※3</sup>	8.2% <sup>※4</sup>	7.38% <sup>※5</sup>	24(1.6%) <sup>※5</sup>
平成22年度(見込み)	9.9% <sup>※4※6</sup> 【3月改定】	—	—

※1:調整保険料率が含まれる ※2:総報酬制の導入 ※3:4月に健康保険組合の上限改正、10月に協会けんぽの上下限改正

※4:全国平均保険料率 ※5:見込の数値

※6:仮に、最も高い都道府県の保険料率について、平均との乖離幅を平成21年度と同様にして設定した場合、9.85%～9.95%